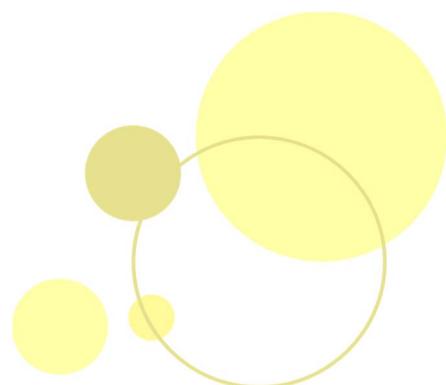


第7章

地域支援事業の推進



第7章

地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ★ ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 ★ (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 ★ (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他の事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業 ③ 認知症サポーター養成講座

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

①訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができると目指し、支援を行います。

【図表】7-2 訪問型サービス

(単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
訪問型サービス	4,546	4,420	4,473	4,798	4,798	4,798

②通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】7-3 通所型サービス (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
通所型サービス	7,448	7,110	7,507	8,058	8,058	8,058

③短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】7-4 短期集中予防サービス (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	137	136	239	290	290	290
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	17	26	28	60	60	60
訪問型プログラム事業	0	1	0	2	2	2
合 計	154	163	267	352	352	352

④介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センター等は、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】7-5 介護予防ケアマネジメント (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
介護予防ケアマネジメント	6,795	6,499	6,971	7,271	7,271	7,271

2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-6 介護予防把握事業 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
調査票発送者数	11,841	6,959	7,595	8,000	8,000	8,000
調査票有効回答者数	8,162	4,746	4,965	5,000	5,000	5,000
短期集中予防サービス対象者数	2,093	1,212	1,227	1,200	1,200	1,200

※対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上84歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

¹¹ 基本チェックリスト 要介護状態とならず、元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

②介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】7-7 介護予防普及啓発事業

(単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操	632	692	562	585	585	585
介護予防教室	1,206	1,687	2,431	1,715	1,715	1,715
介護予防講演会	95	163	200	200	200	200
出前講座	73	23	10	40	40	40
介護予防展	436	546	600	600	600	600
合 計	2,442	3,111	3,803	3,140	3,140	3,140

③地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】7-8 介護予防ボランティア指導者等の登録者数及び新規養成者数 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操推進リーダー	81	83	86	10	10	10
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	25	30	33	5	5	5
合 計	106	113	119	15	15	15

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場（かよい～の）への運営支援を行います。

【図表】7-9 通いの場への運営支援 (単位：団体)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
運営団体数	26	28	32	34	36	38

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら、地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し、改善の方向性の助言などを行います。

3 包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和4年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の21.6%に当たる9,414人に対し、延べ39,973件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を担う文京区地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようにしています。

【図表】7-10 高齢者あんしん相談センター総合相談業務 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	8年度
高齢者人口	43,663	43,608	43,638	45,614
相談実人数	9,479	9,414	9,978	11,882
総相談件数	37,183	39,973	42,559	46,809
電話	19,913	21,282	22,346	25,867
訪問	8,491	9,844	10,010	10,652
来所	6,449	7,400	7,429	7,516
その他	2,330	1,447	2,774	2,774

※高齢者人口は、令和3年度～令和5年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和8年度は推計。

※令和5年度の相談実人数及び総相談件数は見込み。

※総相談件数及び内訳は、延べ人数。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で記載しています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）

5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

①給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

②介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。また、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

さらに、ケアマネジャーの作成するケアプランが、利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で記載しています。

2) 家族介護支援事業

①認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として、認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-11 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 (単位：回)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16	16	16	16	16	16

②認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等の外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ おでかけ見守りシールの配付

「ただいま！支援登録」の登録者に、行方不明発見時に24時間365日、区や警察を經由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取り合えるQRコード付きシールを配布します。

エ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

オ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

カ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに関わる経費の助成を行います。

3) その他の事業

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じ、「住宅改修が必要な理由書(以下「理由書」という。)」を作成します。

ケアマネジャーがいない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】 7-12 住宅改修支援事業 (単位：件)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
住宅改修支援事業(補助)	39	36	40	60	60	60

③認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。

詳しくは、「第5章 2 計画事業」の1-3-2 「認知症サポーター養成講座」において記載しています。

【図表】7-13 認知症サポーター養成講座 (単位：人)

区 分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成講座	647	765	700	1,000	1,000	1,000
文京区サポーター総数	16,565	17,330	18,030	19,000	20,000	21,000
実践講座の参加者数	26	23	20	20	20	20

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第9期における地域支援事業に要する費用の見込みは、次のとおりです。

【図表】 7-14 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	6年度	7年度	8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	379,408	379,598	379,807	1,138,813
訪問型サービス	85,094	85,094	85,094	255,282
通所型サービス	208,659	208,659	208,659	625,977
短期集中予防サービス	45,207	45,207	45,207	135,621
介護予防ケアマネジメント	37,763	37,763	37,763	113,289
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,902	2,092	2,301	6,295
審査支払手数料	783	783	783	2,349
一般介護予防事業	72,966	72,966	72,966	218,898
介護予防把握事業	8,774	8,774	8,774	26,322
介護予防普及啓発事業	54,454	54,454	54,454	163,362
地域介護予防活動支援事業	9,342	9,342	9,342	28,026
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	396	396	396	1,188
包括的支援事業	354,747	354,747	354,747	1,064,241
高齢者あんしん相談センターの運営	286,041	286,041	286,041	858,123
在宅医療・介護連携の推進	18,777	18,777	18,777	56,331
認知症施策の推進	6,863	6,863	6,863	20,589
生活支援体制整備事業	33,936	33,936	33,936	101,808
地域ケア会議の推進	9,130	9,130	9,130	27,390
任意事業	12,748	13,090	13,423	39,261
介護給付等費用適正化事業	2,376	2,376	2,376	7,128
給付費通知	1,648	1,648	1,648	4,944
介護保険事業者等指導事務	728	728	728	2,184
家族介護支援事業	1,805	1,805	1,805	5,415
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	480	480	480	1,440
認知症高齢者等見守り事業	1,325	1,325	1,325	3,975
その他の事業	8,567	8,909	9,242	26,718
成年後見制度利用支援事業	8,023	8,365	8,698	25,086
住宅改修支援事業	120	120	120	360
認知症サポーター養成講座	424	424	424	1,272
合 計	819,869	820,401	820,943	2,461,213